一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯字長谷山七六八の一、七六八の四七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県米沢市大字李山字階子沢一二一四、字瀧沢一二一五、大字大沢字小厳石八六八の一・八六八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字本助向八六九の一、八六九の二、八六九の四（次の図に示す部分に限る。）、八六九の九から八六九の一二まで、字金連沢八二三の一・八二三の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八二三の六、八二三の七、字南沢一　八七一の一、字蛭沢九六九の一、大字入田沢字立石沢一六一二の一、一六一二の四から一六一二の八、字小猿倉沢一六〇八の一、一六〇八の二（次の図に示す部分に限る。）、一六〇七の二から三から一六〇八の五まで、字大猿倉沢一六〇九の一・一六〇九の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一六〇九の三から一六〇九の七まで、字山葵沢一六〇七の一（次の図に示す部分に限る。）、一六〇七の二から一六〇七の五まで、字大伐沢一六〇六の二（次の図に示す部分に限る。）、一六〇六の四、一六〇六の一、字太作沢一六〇五の一（次の図に示す部分に限る。）、一六〇五の二、字檜原沢一六〇四の一（次の図に示す部分に限る。）、一六〇四の二、字天狗沢一六〇三（次の図に示す部分に限る。）、字八谷沢一六〇一の一・一六〇一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字平八沢一六一一の一・一六一一の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一六一一の九、一六一一の一〇、一六一一の一二、字普洞沢一六一三の一（次の図に示す部分に限る。）、一六一三の二、一六一三の六から一六一三の五四まで、大字簗沢字行夫沢六九六七の一、六九六七の二（次の図に示す部分に限る。）、字西ノ沢六九六八の一、六九六八の二（次の図に示す部分に限る。）、字滑ノ沢六九六九（次の図に示す部分に限る。）、字分銀沢六九七〇（次の図に示す部分に限る。）、字源左エ門沢六九七一（次の図に示す部分に限る。）、字相渡沢六九七二（次の図に示す部分に限る。）、字東沢六九七三（次の図に示す部分に限る。）、字越戸沢六九六五の一、六九六五の二（次の図に示す部分に限る。）、字白樋沢六九六六（次の図に示す部分に限る。）、字助ノ沢六九七四の二・六九七四の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六九七四の四、大字大平字産産八五五の一

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字産産八五五の一（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場

二　(一)　所　山形県米沢市大字入田沢字小荒沢一六三七の一から一六三七の四まで、字白夫平裏一六三九の三八、一六三九の四三、一六三九の四四、一六三九の七二、字沢ノ入一六五四、一六五四の一から一六五四の五まで、一六五四の九から一六五四の二五まで、字水沢北ノ沢一五八二の四二・一五八二の四四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字百子沢一六一五の一四、一六一六の一七、一六一六の一九、一六一六の五三、一六一六の五五、一六一六の六二、一六一六の六三、一六一六の六六、大字綱木字西苦々美沢三四〇の一、三四〇の二、三四〇の一一から三四〇の二〇まで、字小沢三四二、三四二の五、三四二の一〇から三四二の一三まで、大字口田沢字持原山三二二五、三二二五の一四から三二二五の二六まで、大字大小屋字上ノ台一　二六四（次の図に示す部分に限る。）、大字赤芝町字臼ヶ窪山一三一六、一三一七の一、一三一八

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字白夫平裏一六三九の四三、一六三九の四四、字沢ノ入一六五四、一六五四の一七から一六五四の二五まで

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県山形市大字上宝沢字早坂上二七二五の一（次の図に示す部分に限る。）、尾花沢市大字細野字釜ヶ沢一八五二、一八六六の二一から一八六六の二七まで、一八六六の二八、一八六六の二九、字中沢一八六三の一三から一八六三の一六まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二　(一)　所　山形県山形市大字上宝沢字早坂上二七〇〇、二七〇一、字王地向二七〇二の三、二九一四（次の図に示す部分に限る。）、大字芳沢字内手五三の一、五四の一、三五九の二、三九六の一、大字妙見寺字障子岩一四六〇の二、一七五五、上山市小穴字大山沢二五六五の一、字蓬来沢二三七六の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字早坂上二七〇〇、二七〇一、字王地向二九一四、字内手五三の一、五四の一、三五九の二、三九六の一

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）